

12  
#

日 月 送 受 号 番 先 議 合				欄 号 省 生 厚			
第 号	送 受	月 月	日 日	第 号	送 受	月 月	日 日
<p>政務次官</p> <p>引揚援護局長</p> <p>環境衛生部長</p> <p>公衆衛生局長</p> <p>会計課長</p> <p>人事課長</p> <p>大臣官廳</p> <p>事務次官</p> <p>官房長</p> <p>総務課長</p>				案 起			
				昭和三十二年二月五日			
<p>判決</p> <p>二月六日</p> <p>合 校</p> <p>行 施</p> <p>二月六日</p>				受 局 付 課			
				月 第			
<p>日 号</p> <p>へ 送 る</p> <p>月</p> <p>日</p>				日 号			
				月 日			



甲乙の種類

めくれず

合 議 先 番 号 受 送 月 日

第 号  
送 受  
月 月  
日 日

第 号  
送 受  
月 月  
日 日

第 号  
送 受  
月 月  
日 日

閣議請議案

この件主任官

厚生事務官中丸義国

厚生省齊統第 号

厚生省設置法の一部を改正する法律の  
制定に関する件

厚生省設置法の一部を改正する法律を制定する

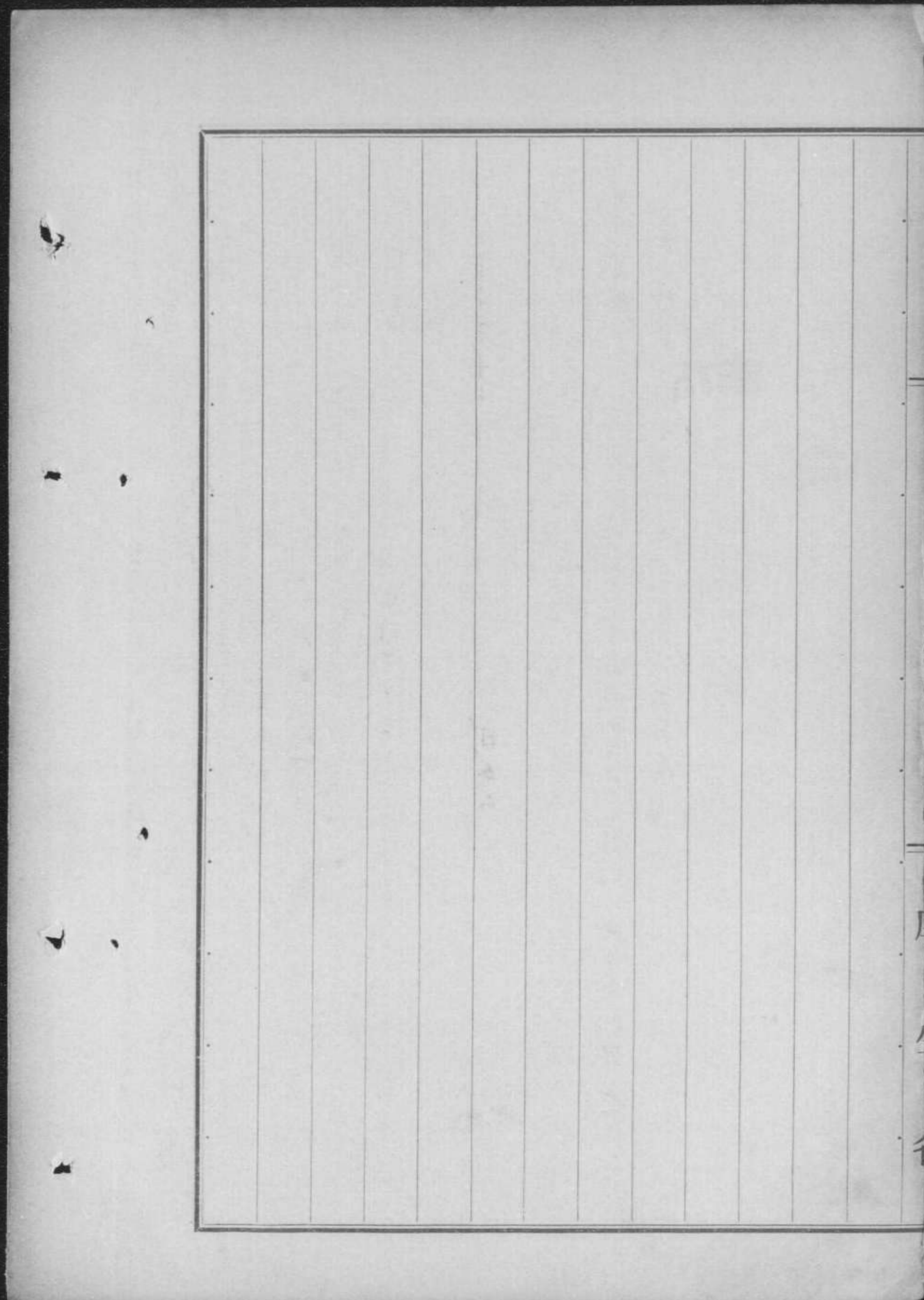
必要がある。よつて、別紙法律案を提出する。

右閣議を請う。

昭和三十三年二月 日

厚生大臣 堀木謙三

内閣総理大臣 岸 信介 殿



厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けること。
- 二 地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止すること。
- 三 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。ただし、復員連絡局及び同支部の廃止は同年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は同年十一月十六日とすること。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」を「地方支分部局（第三十条―第四十一条）」に、「地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）」を「地方復員部（第四十条。第四十一条）」に、「第三章 削除」

を「第三章 職員（第四十二条。第四十三条）」に改める。

第五条中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三 国民栄養調査を実施すること。

三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）

に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に改め、「公衆衛生局」を「予防局

環境衛生局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

- 二 旅館業法を施行すること。
- 三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。
- 四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
- 五 ねずみ及びこん虫等の駆除に関すること。
- 六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。
- 八 栄養改善法を施行すること。
- 九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
- 十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
- 十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
- 十二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬

病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に關すること。

第三十五条中「左の」を「、次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「普通寺市」を「高松市」に改める。

第三章を削り、第四章を第三章とする。

第三十九条の九の見出し中「及び管轄区域」を「、管轄区域及び内部組織」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十一条とする。

2 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の八を第四十条とする。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

- 目次中 「第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条第六款 地方復員部（第四十条。第四十一条）

の五―第三十九条の七)

を「第五款 地方復員部（第四十条）

第四十一条）」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に、

「復員連絡局及び復員連絡  
地方復員部

局支部

を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第五款を削り、第六款を第五款とする。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中

「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二―第三  
第五款 地方復員部（第四十条、第四十一条）

十九条の四）

を「第四款 地方復員部（第四十条、第四十一条

）」に改める。

第三十条中

「舞鶴地方引揚援護局  
地方復員部

を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

附 則

この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一  
日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同  
年十一月十六日から施行する。

2 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のよう  
に改正する。

第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改め  
る。

理由

公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、引揚援護局関係の地方支分部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙